

資料 4

令和 3 年 第 1 回
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要

令和 3 年 3 月 1 日 招 集

議案第 2 2 号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市都市計画マスタープラン策定委員会を設置するための改正

2 内 容

(1) 設 置

附属機関名	職務
八潮市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画の基本的な方針の策定に関する事項を調査審議する。

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

委員の報酬及び費用弁償の額

職名		報酬	費用弁償
八潮市都市計画マスタープラン策定委員会 (注)	委員長	日額 7,000 円	1 日につき 1,000 円
	副委員長	日額 6,000 円	1 日につき 1,000 円
	委員	日額 6,000 円	1 日につき 1,000 円

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第23号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

公共施設マネジメント推進専門委員の職を廃止するための改正

2 内 容

公共施設マネジメント推進専門委員の職を廃止する。

3 施行期日

公布の日

議案第24号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を令和4年3月まで延長するための改正

2 内 容

	給料月額	減額後	年間減額	減額率
市 長	905,000円	724,000円	3,138,540円	20%
副市長	775,000円	697,500円	1,343,850円	10%
教育長	725,000円	688,750円	628,575円	5%

※ 年間減額総額（予定） 5,110,965円（期末手当4.45月として計算）

3 施行期日

公布の日

議案第25号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の住居手当に関する制度を考慮し、持家に係る住居手当を廃止するための改正

2 内 容

自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに支給している住居手当を廃止する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第26号

八潮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定の整備をするための改正

2 内 容

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について、次のとおり改正する。

改正前

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症



改正後

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 27 号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の賦課限度額を改定するための改正

2 内 容

国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）及び介護納付金課税額に係る賦課限度額を次のとおり引き上げる。

	現 行	改定後	増減額
基礎課税額（医療給付費分）	6 1 万円	→ 6 3 万円	2 万円増
後期高齢者支援金等課税額	1 9 万円	→ 改定なし	増減なし
介護納付金課税額	1 6 万円	→ 1 7 万円	1 万円増
合 計	9 6 万円	→ 9 9 万円	3 万円増

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第28号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を定める等の改正

2 内 容

(1) 建築物の非住宅部分に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の新設

① 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

ア 技術的審査適合証が提出された場合

床面積の合計が300㎡未満	11,000円
床面積の合計が300㎡以上500㎡以下	19,000円

イ ア以外の場合で、標準入力法によるもの

床面積の合計が300㎡未満	267,000円
床面積の合計が300㎡以上500㎡以下	334,000円

ウ ア以外の場合で、モデル建物法によるもの

床面積の合計が300㎡未満	102,000円
床面積の合計が300㎡以上500㎡以下	130,000円

② 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料

それぞれ①による額に2分の1を乗じた額

③ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

それぞれ①による額に2分の1を乗じた額

(2) 省エネ性能の評価方法の簡素化に伴う手数料等の変更

① 共同住宅の共用部分の床面積を算入しない評価方法を採用した場合について、当該部分の面積を手数料を算定する際の床面積から除外する。

② 建築物エネルギー消費性能認定手数料の追加

住宅に関する評価方法として、技術的審査適合証が提出されない場合で、モデル住宅法によるもの

ア 一戸建ての住宅

床面積の合計が200㎡未満	20,000円
床面積の合計が200㎡以上	22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

床面積の合計が300㎡未満	38,000円
床面積の合計が300㎡以上500㎡以下	66,000円

(3) 規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第29号

八潮市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正により、医療機関等におけるオンライン資格確認が導入されることとなったことに伴い、規定の整備をするための改正

2 内 容

医療機関等における医療保険の資格確認の方法について、従来の被保険者証等の提示による方法に加え、オンライン資格確認の方法によることを可能とする。

3 施行期日

公布の日

議案第30号

八潮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

2 内 容

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義について、この条例で引用している条項が削除されたことに伴い、次のとおり改正する。

改正前

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症



改正後

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

3 施行期日

公布の日

八潮市介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間中における第1号被保険者の介護保険料の額を改定する等の改正

2 内 容

(1) 第1号被保険者の保険料額の改定（第3条関係）

① 第1段階

- ・生活保護受給者
- ・市民税世帯非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給する者
- ・市民税世帯非課税世帯に属し、公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円以下の者

28,900円 → 29,400円

② 第2段階

- ・市民税世帯非課税世帯に属し、公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円超120万円以下の者

37,600円 → 44,100円

③ 第3段階

- ・市民税世帯非課税世帯に属し、公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が120万円を超える者

43,400円 → 44,100円

④ 第4段階

- ・市民税世帯課税世帯に属し、市民税本人非課税で公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円以下の者

52,100円 → 52,920円

⑤ 第5段階【基準額】

- ・市民税世帯課税世帯に属し、市民税本人非課税で公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円を超える者

57,900円 → 58,800円

⑥ 第6段階

- ・ 市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の者
69,400円 → 70,560円

⑦ 第7段階

- ・ 市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満（現行200万円未満）の者
72,300円 → 76,440円

⑧ 第8段階

- ・ 市民税本人課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満（現行200万円以上300万円未満）の者
86,800円 → 88,200円

⑨ 第9段階

- ・ 市民税本人課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満（現行300万円以上400万円未満）の者
92,600円 → 99,960円

⑩ 第10段階

- ・ 市民税本人課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満（現行400万円以上）の者
101,300円 → 105,840円

⑪ 第11段階（新設）

- ・ 市民税本人課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の者
111,720円

⑫ 第12段階（新設）

- ・ 市民税本人課税で合計所得金額が600万円以上の者
117,600円

(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る賦課の特例を定める。（第3条関係）

(3) 保険料額算定の端数の切捨て（第5条第4項関係）

算定された保険料の額に10円未満（現行100円未満）の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

(4) 低所得者への減額賦課（附則第9条関係）

(1)①から③までの第1号被保険者の保険料額は、当分の間、次の表のとおりとする。

	減額前	減額後
第1段階	29,400円	17,640円
第2段階	44,100円	29,400円
第3段階	44,100円	41,160円

(5) 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例（附則第11条関係）

前年の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得の金額が含まれている場合は、当該所得の合計額から10万円を控除する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第32号

八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

① 各地域密着型サービスに共通する基準の改正

ア 介護保険関連情報等の活用

サービスの提供に当たっては、サービスの質の向上のため、介護給付費の地域別、要介護認定別の情報等を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

イ ハラスメント対策の強化

性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えて就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じなければならない。

ウ 業務継続に向けた取組の強化（夜間対応型訪問介護を除く。）

感染症や災害が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に実施するため、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施を義務付ける。

エ 感染症対策の強化（夜間対応型訪問介護を除く。）

感染症の発生及びまん延を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。

オ 各種会議の開催におけるテレビ電話装置等の活用（夜間対応型訪問介護を除く。）

運営基準において実施が求められている各種会議について、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は、同意を得なければならない。

カ 虐待防止対策の強化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備及び研修の実施を義務付ける。

キ 認知症介護基礎研修受講の義務付け（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を除く。）

看護師、介護福祉士等、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対し、認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。

ク 非常災害対策の強化（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護を除く。）

避難訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

ケ 記録の保存等の見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、サービスの提供に係る書類の作成・保存、利用者等への説明・同意など、書面で行うことが規定されているものについて、電磁的記録により行うことができる。

② 各サービスごとの基準の改正

ア 夜間対応型訪問介護

(ア) オペレーター等の配置基準の緩和（第47条関係）

(イ) 訪問介護事業所等への事業の一部委託（第56条関係）

(ウ) オペレーションセンターの集約化（第56条関係）

(エ) 適正なサービス提供の確保（第57条関係）

イ 認知症対応型通所介護

管理者の配置基準の緩和（第66条関係）

ウ 小規模多機能型居宅介護

人員配置基準の見直し（第82条関係）

小規模多機能型居宅介護事業所と他の施設等が併設されている場合は、介護職員の兼務を可能としているが、兼務を可能とする施設に、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を加える。

エ 認知症対応型共同生活介護

(ア) 夜勤職員体制の見直し（第110条関係）

認知症対応型共同生活介護事業所において、1ユニットごとに1人以上の夜勤職員が必要であるが、3ユニットの場合であって、ユニットがすべて同一階に隣接し、職員の速やかな対応が可能な構造等である場合は、夜勤職員の数を2人以上とすることができる。

(イ) 計画作成担当者の配置基準の緩和（第110条関係）

現 行

改正後

ユニットごとに1人以上 → 事業所ごとに1人以上

(ウ) サテライト型事業所の基準の創設（第110条、第111条、第113条関係）

サテライト型事業所のユニット数は1又は2とする。また、本体事業所との密接な連携が行われている場合は、介護支援専門員では

ない計画作成担当者を配置することができる。

(エ) 外部評価の方法（第117条関係）

第三者からの評価については、県が指定する外部評価機関による評価のほか、運営推進会議における評価も認めるものとする。

オ 地域密着型介護老人福祉施設

(ア) 管理栄養士の配置の位置付け（第151条関係）

(イ) 栄養士又は管理栄養士の配置基準の緩和（第151条関係）

(ウ) 介護・看護職員の配置基準の緩和（第151条関係）

(エ) 生活相談員の配置基準の緩和（第151条関係）

(オ) 栄養管理の徹底（第163条の2関係）

(カ) 口腔衛生管理の徹底（第163条の3関係）

(キ) 事故発生防止の強化（第175条関係）

(ク) 1ユニットの入居定員の緩和（第180条関係）

(ケ) 新たな個室的多床室設置の禁止（第180条関係）

③ その他規定の整備

(2) 八潮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

① 各地域密着型介護予防サービスに共通する基準の改正

(1)①アからケまでと同様（(1)①クについては、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）

② 各サービスごとの基準の改正

ア 介護予防認知症対応型通所介護

(1)②イと同様

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

(1)②ウと同様

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(1)②エ(ア)から(エ)までと同様

③ その他規定の整備

(3) 八潮市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

① (1)①アからカまで及びケと同様の改正

② 指定居宅介護支援の提供の開始に際する説明及び同意（第6条関係）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者は、次の点について利用者に説明を行い、理解を得なければならない。

ア 前6月間に指定居宅介護支援事業者において作成された居宅サービス計画（ケアプラン）の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプラン数

が占める割合

イ 前6月間に指定居宅介護支援事業者において作成されたケアプランに位置付けられた、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護のサービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものが占める割合

③ ケアプランの点検・検証（第15条関係）

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを対象とする点検・検証の仕組みを導入する。

④ その他規定の整備

(4) 八潮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

① (1)①アからカまで及びケと同様の改正

② その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2(3)③は、令和3年10月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

八潮市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

都市公園法に基づかない都市公園以外の公園をこの条例に規定し、並びに市長以外の者が公園施設の設置及び管理をする場合における使用料を定める等の改正

2 内 容

(1) 定義（第 2 条関係）

ア 公園 都市公園及び都市公園以外の公園

イ 都市公園 都市公園法第 2 条に規定する市が設置又は管理をする都市公園

ウ 都市公園以外の公園 都市公園以外の市が設置又は管理をする公園、緑地又は広場

エ 公園施設 公園に設けられた公園施設

(2) 公園の名称等（第 3 条関係）

公園（都市公園及び都市公園以外の公園）の名称及び位置は、規則で定める。

(3) 公園の設置等（第 4 条関係）

公園を設置等するときは、当該公園の名称、位置及び区域その他必要と認める事項を告示する。

(4) 市民等との協働による公園管理等（第 10 条関係）

ア 市民等に親しまれる公園となるよう、公園の計画に当たり、市民等の意見を反映させるよう努める。

イ 市民等と協働して公園の維持管理、緑化等の事業の実施に努める。

ウ イの事業の更なる推進に当たり、市民等の主体的な取組を促進するため、必要な支援を行う。

(5) 公園内における行為の禁止項目の追加（第 14 条関係）

追加項目

ア 植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

イ 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。

ウ 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。

(6) 都市公園以外の公園の工作物等の除却、保管等（第 21 条関係）

都市公園以外の公園に存する工作物等の改築、移転若しくは除却又は当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設の設置については、都市公園に準じるものとする。

(7) 使用料（第24条関係）

市長以外の者が公園に施設を設け、又は管理するための許可を受けたときは、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

区分	金額
公園施設を設置し、又は管理する場合	地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により行政財産を貸し付ける場合に準じて算出して得た額

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年7月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。